

令和6年度第1回長野県公共事業評価監視委員会 議事録

日時：令和6年7月31日（水）午前9時30分から12時
場所：長野県庁議会棟402号会議室

（事務局）

それでは定刻になりましたので、これより令和6年度第1回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

開会にあたりまして、総務部次長の根橋よりご挨拶を申し上げます。

（根橋次長）

令和6年度第1回長野県公共事業評価監視委員会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。先生方におかれましては、日頃より各分野においてご活躍いただいていることに敬意を表するとともに、長野県政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。また、本日は、ご多用の中、ご出席をいただき、重ねてお礼申し上げます。

県では、近年、激甚化・頻発化する自然災害への対応や、防災・減災対策のために、必要な公共事業を確実に進めております。一方、将来世代への過度な負担の抑制のため、投資的経費は「造る」から「直す」ことに重点化することが必要となってきたと認識しているところです。このような状況の中、令和5年度から運用を開始した新たな新規評価制度を活用し、事業実施の「妥当性」と事業着手の「優先度」の2つの視点から、新規事業着手箇所を厳選させていただいているところでございます。本年度の審議対象案件は、新規評価7件、再評価31件、事後評価12件の計50件ということになってございます。それぞれの事業担当の部署の方から、案件の県の評価の案について、ご説明させていただきたいと思っておりますので、各事業を取り巻く社会状況等でございます。そういった点を勘案しながら、改善すべき点等があるとご判断いただいた場合には、委員会の目的にございます、知事への意見具申を行っていただければと思っております。県が実施いたします公共事業評価が、より客観的で透明性の高いものとなるよう、監視委員の皆様それぞれの立場から、忌憚のないご意見を頂戴し、長野県の公共事業をしっかりとしたものにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（事務局）

申し遅れましたが、本日の司会を務めます総務部コンプライアンス行政経営課の安藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選後初めての審議会になります。本年度から新たな任期ということで、11

名の皆様に県知事から委員を委嘱させていただきました。再任をお受けいただきました方、新たに就任をお願いしました方、それぞれの皆様がいらっしゃいますので事務局の方からご紹介を申し上げます。株式会社 相互 一級建築士 相野律子委員でございます。

(相野委員)

長野県建築士会長野支部 まちづくり委員長をしております相野と申します。初めてですが、いろいろ学ばせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、長野工業高等専門学校 准教授 奥山雄介委員でございます。

(奥山委員)

長野高専の奥山と申します。僕も今年から初めてということなので、いろいろと勉強しながら少しでも協力できればいいかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

NPO 法人やまぼうし自然学校 代表理事 加々美貴代委員でございます。本日は、ご都合によりご欠席となっております。

続きまして、長野大学 副学長 環境ツーリズム学部教授 熊谷圭介委員でございます。

(熊谷委員)

熊谷でございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、弁護士 五味弘行委員でございます。本日は WEB 参加をお願いしております。

(五味委員)

弁護士の五味でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、信州大学 工学部 准教授 小山茂委員でございます。本日 Web 参加をお願いしております。

(小山委員)

信州大学の小山です。継続になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、一般社団法人 軽井沢観光協会 事務局次長 新宅弘恵委員でございます。本日、都合によりご欠席となっております。

続きまして、公益社団法人 長野県介護福祉士会 会長 鈴木よし子委員でございます。本日、Web 参加をお願いしております。

(鈴木委員)

公益社団法人長野県介護士会の鈴木と申します。今年度からになります。いろいろ教えていただきながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、信州大学 経法学部教授 関利恵子委員でございます。本日、少し遅れるとご連絡をいただいております。

続きまして、信州大学 工学部 准教授 豊田政史委員でございます。本日、Web 参加をお願いしております。

(豊田委員)

信州大学の豊田です。二期目になります。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、長野工業高等専門学校 教授 古本吉倫委員でございます。

(古本委員)

昨年度からの継続です。長野高専の古本です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

以上の皆様です。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本日、ご出席予定の委員数は、WEB 参加を含めて 9 名の方の予定でございます。現在は 8 名のご出席となっておりますが、

委員総数 11 名の半数以上ということで、長野県附属機関条例第 6 条第 2 項の規定により、本委員会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、委員長の選任に移りたいと思います。委員長の選出に当たりましては、長野県附属機関条例の第 5 条第 1 項の規定により、委員が互選することとなっております。それでは、今任期中の委員長の選任をお願いしたいと思いますが、委員長の選出までの間の進行は、昨年度委員長代理をお務めいただきました熊谷委員をお願いしたいと思います。その場で結構ですので、進行をよろしく願いいたします。

(熊谷委員)

それでは、しばらく私の方で進行させていただきたいと思いますが、委員長の選出につきまして、委員の皆様のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

<意見なし>

(熊谷委員)

私としては、長年地盤工学に携わっている長野高専の古本先生をお願いしたいと思います。が、いかがでしょうか。

(相野委員)

賛成です。

(熊谷委員)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、古本先生、お引き受けいただけますでしょうか。

(古本委員)

了解いたしました。

(熊谷委員)

それでは、古本先生に委員長をお願いしたいと思います。事務局にお返しいたします。

(事務局)

熊谷先生どうもありがとうございました。今任期中の委員長につきましては、互選により古本委

員長に決定いたしました。古本委員 委員長席へお願いいたします。

ただいま関委員が到着されましたのでご紹介申し上げます。信州大学 経法学部 教授 関利恵子委員でございます。

(関委員)

初回から遅れまして申し訳ございませんでした。信州大学経法学部の関利恵子と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、早速で恐縮ですが、ただいま就任されました古本委員長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(古本委員長)

ただいま委員長に選出いただきました長野高専の古本吉倫です。活発な審議ができるよう議事運営に努めて参りますので、ご協力をお願いいたします。

本日は、ご多用のところを多くの委員にご出席いただき、感謝申し上げます。

公共事業は、県民の安全安心や社会、経済、環境の基盤を整備する役割を担っていますが、税金を活用して実施されていることから、より効率的にまた県民にわかりやすい身近なものとして実施されることが必要となります。このため、長野県の公共事業評価制度において、第三者的な立場でチェックを行う評価監視委員会の役割も大変重要なものと認識しています。私は、昨年度委員として審議に参加していましたが、県では、新しい新規評価制度の運用開始や、視覚的にわかりやすい事後評価の様式見直しなど、透明性確保に向けた取り組みが行われていました。これらの評価制度についても審議を進める上で課題が見つかれば、委員会として改善に向けた有意義な意見提言をしていきたいと考えています。委員の皆様のご協力をいただきながら審議を進め、よりよい公共事業の実施につながるよう、委員の皆様の意見を取りまとめていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

(事務局)

続きまして、長野県附属機関条例第5条第3項の規定により、委員長の職務を代理する委員を、あらかじめ委員長が指名することとなっておりますので、古本委員長から職務代理の方をご指名いただきたいと存じます。

(古本委員長)

委員長代理の指名ですが、昨年度まで委員長代理をされていた熊谷委員にお願いしたいと思います。熊谷委員よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

承知しました。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ここで、総務部次長は別の公務のため退出させていただきます。

はじめに、本委員会の運営および資料等について、事務局よりご説明させていただきます。

本委員会は、長野県附属機関条例に基づき開催されております。条例につきましては参考資料として添付してありますので、後ほどご確認をお願いします。また、本委員会は公開で行い、議事録を県ホームページで公表いたしますので、ご承知おきください。本日、リモートで参加の皆様をお願いを差し上げます。会議中、リモートのカメラはオンにしておいて、音声については、ご発言いただくとき以外はミュートにしておいてください。なお、音声が聞き取りにくいなど、議事に支障がありましたら、会議中でも遠慮なくマイクをオンにしてお申し出ください。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の委員会は、ペーパーレスで行います。会場の皆様は、お手元のタブレット端末の中のフォルダをご覧ください。リモート参加の皆様は、7月24日に送付いたしましたメールによりダウンロードしていただいた「★当日説明資料」というフォルダの中に資料が入っておりますので、お開きください。後ほど、各部各課より個別箇所を説明する際には、画面で資料を共有させていただきますので、そちらもご覧いただければと思います。委員の皆様には、資料の事前確認にご協力いただきましてありがとうございます。電子データの容量が大きくなりまして、ダウンロードのお手間をかけたまして申し訳ありません。

次に、資料の中身についてご説明いたします。「★当日説明資料」のフォルダの中に、「資料1」というフォルダがあります。その中に「令和6年度公共事業評価について」という資料がございます。続きまして、「資料の2～4（新規、再、事後評価）」のフォルダの中に、事業の担当部課ごとに新規評価、再評価、事後評価の資料がまとめて保存してあります。本日の説明は、所管部課ごとに行いますので、事業箇所の説明の際には、フォルダの上から順番に各部課のフォルダをお開きいただき、各箇所のPDF資料をご覧ください。会議時間に限りがあるため、ファイル名の冒頭に【説明あり】と記載のあるファイルの箇所を説明していただく予定になっております。なお、「資料5」のフォルダには、本日の最後の議事で詳細審議箇所の抽出を行っていただきます際の事務局案となっておりますので、後ほどご説明させていただきます。その他、参考資料のフォルダには長野県附属機関条例、実施要綱、要領を添付させていただいております。

資料のご確認、タブレット操作についてはよろしいでしょうか。Web 参加の皆さんも大丈夫でしょうか。それでは、最後になりますが、本日 Web 参加の皆様方におかれましては、ご発言いただきます時にお名前をおっしゃっていただくようによろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事進行については、附属機関条例第 6 条第 1 項により古本委員長様にお願いいたします。

(古本委員長)

それでは、次第に沿い議事を進めてまいります。(1) 令和 6 年度の公共事業評価について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

政策評価担当課長をしております松本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から公共事業評価の概要について説明いたします。資料 1「令和 6 年度長野県公共事業評価について」をご覧ください。

1 公共事業評価の目的です。公共事業の一層の効率化、それから重点化、実施過程の透明性の向上を図ることです。2 公共事業評価の種類にありますとおり、評価の種類事業の実施段階に応じ、新規評価、再評価、事後評価の 3 種類を行っております。

2 ページ目をご覧ください。

ここには、新規評価の例で実施フローを表示しております。中ほどに色付きの部分がありますが、ここが、本日の長野県公共事業評価監視委員会になります。本委員会では、県評価委員会の評価案についてご審議をいただき、委員会としての意見を取りまとめ、県に意見具申を行うこととなります。

再評価および事後評価の実施フローも同様の流れとなっております。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。

下段の表、監視委員会のスケジュールです。本日の第 1 回評価監視委員会で決定していただく予定の詳細審議案件については、9 月上旬に第 2 回、第 3 回を行い、9 月末頃意見を取りまとめ、10 月末ごろには県に意見具申いただくという予定となっております。

5 ページ目からの横表をご覧くださいと思います。

こちらが、本日審議していただく対象箇所の一覧となります。一番上の新規評価の箇所は 7 か所となっております。県評価委員会の評価案は、いずれも事業着手となっております。再評価は 31 か所ございます。県の評価案としては、継続が 30 か所、一部事業を見直す計画変更が 1 か所となっております。事後評価については、12 か所ございまして、評価は全て A 評価という案となっております。

本日の委員会は時間が限られておりますので、監視委員会説明の欄に『○』のある箇所について、ご説明させていただきますが、質疑については、一覧に記載されている全箇所を対象としております。新規評価、再評価、事後評価の区分ごとに説明箇所の選定理由を記載してありますので参考にご覧ください。

新規評価は、各事業で事業費が最大の箇所を、再評価は、残事業費の大きい箇所を中心に説明させていただきます。事後評価は、新規評価、再評価で今年度の委員会で説明していない事業区分の中から、事業費の大きい箇所を説明させていただきます。事務局からは以上です。

(古本委員長)

ただいまの説明に対し、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

評価の対象は多岐にわたりますが、全てを説明すると大変時間もかかってしまい、また、それなりのコストもかかってしまいますので、あらかじめピックアップされたものに対してご説明を伺うということになります。しかし、全ての箇所が審議の対象ですので、説明がない箇所についても、この場で説明を受け付けていただけるということです。

それでは、これから各事業の説明に入ります。委員の皆様には、事前に資料を配付しておりますので、既に内容をご確認いただいているかと思えます。本日は、時間が限られておりますので、各事業種類の代表的な箇所を、担当部課ごとにまとめて説明いただき、そのあとで説明箇所以外の対象箇所を含めて一括で質疑応答を行いたいと思えます。その際、県の評価案についてご意見や内容について確認したい点などがありましたら、積極的にご発言ください。また、今年度審議対象案件は50か所あり、これだけの案件数になりますと全箇所を詳細に審議することは難しいため、長野県公共事業評価実施要領第16の規定により、委員会で詳細に審議する箇所を抽出したいと思います。詳細審議箇所の抽出は、全ての説明と質疑終了後に検討したいと思います。いかがでしょうか。ご了承いただけますでしょうか。

<意見なし>

(古本委員長)

それでは最初に、農政部の所管事業について審議を行います。新規評価6 久保田・塚原、新規評価7 飯綱、事後評価11 南牧の説明を一括してお願いいたします。

(農地整備課)

農政部農地整備課企画幹兼計画調査係長の小林と申します。よろしくお願いたします。

農政関係の説明をいたします。

新規評価の 6—1 ページをご覧ください。

事業名は、経営体育成基盤整備、箇所名は久保田・塚原、関係市町村は安曇野市です。現状と課題ですが、この地域は、昭和 30 年代に開田事業により整備された水田地帯でございます。水稻を中心に、麦・大豆等のローテーション栽培が行われておりますが、区画は 10a 程度と極めて狭小で、大型機械の導入や担い手の集積の支障となっているほか、用水路の老朽化、農道の幅員不足が課題となっております。

事業の目的ですが、区画の拡大などにより、耕作条件を改善し、担い手への農地集積集約化を図りつつ、大型機械やスマート農業技術を活用した営農の省力化、生産コストの低減を図るものでございます。事業概要ですが、事業期間は令和 7 年度から 13 年度までの 7 年間、事業内容は、区画整理ほか記載のとおりで、事業費は 20 億円、費用の負担割合は、国が 55%、県 27.5%、その他 17.5%となります。一度整備された長方形の農地ですが、区画の拡大を行い、最大 70a とします。畦畔は、ラジコン草刈り機を使用できるよう傾斜を緩くし、用排水路はパイプ化することにより、農業機械が移動しやすく、また草刈りや泥上げの負担も軽減いたします。各水田に自動給水栓を導入し、水管理の自動化、遠隔化することで省力化を図ってまいります。事業効果ですが、受益農地が 62ha、水稻の安定生産のほか、加工用トマトやニンジンなどの畑作物の生産性の向上、田植えや稲刈りなどで機械作業が効率化されることによる経費の節減などの効果が期待され、費用便益比は 1.2 となっております。人口減少を踏まえた将来の活用見込みにおいても、営農や管理の省力化により、法人や若い担い手に農地が集積され、営農が継続されることが確実と考えております。計画熟度ですが、地元では、ほ場整備事業推進委員会が組織され、説明会において合意を得ているほか、整備後の農地を誰が耕作するのか整理されております。

6-2 ページをご覧ください。

妥当性評価チェックリストとなります。中段の効率性事業効果の事業費の妥当性においては、県内における近年のほ場整備実施地区の 10a 当たり事業費とほぼ同額となっております。また、環境への配慮については、希少動植物を事前に確認しており、工事着手前に希少植物の移植を計画しております。計画熟度の関係機関協議においては、接続道路、埋蔵文化財などの事前協議を実施しております。

6-3 ページをご覧ください。

優先度評価シートになります。上段にあります農業の収益性向上のスマート農業技術の導入においては、平均 50a 区画での整備や自動給水栓の導入、また、中段にございます農業の持続的発展の担い手への農地集積では、現状から 32%増加し、77%となることなどが評価されております。以上から長野県公共事業評価委員会の意見は、事業着手が妥当と判断し、優先

度評価は 4.8 となっております。

次に新規評価の 7—1 ページをご覧ください。

事業名は中山間総合整備、箇所名は飯綱、関係市町村は飯綱町となります。

現状と課題ですが、この地域は昼夜の寒暖差を活かした農業に適した地域であり、品質の高い米や国内シェア 1%を占めるりんごの産地となっております。農地は以前のほ場整備から 30 年以上経過し、急勾配な畦畔、水路の老朽化、未舗装の農道などが課題となっております。また、旧牟礼村にございます農産物の加工施設は、りんごを中心に需要が大きく、施設規模が不足しているという現状がございます。事業目的は、基盤整備による生産力の強化、施設整備による加工販売力の強化、担い手確保に向けた研修施設の整備を一体的に実施し、町が掲げるりんごを核とした活性化を実現していくための基盤整備事業となっております。事業概要ですが、事業の期間は、令和 7 年度から 12 年度までの 6 年間、事業内容はほ場整備工のほか、記載のとおりです。事業費は、15 億 4,700 万円、費用の負担割合は、国が 55%、県 32%、その他が 13%です。

図の左下にございます高坂工区は、過去に整備した水田畦畔の角度を緩くし、自動草刈り機が走行できるようにするほか、水田をパイプ化することにより管理の省力化を図ります。また、一部は水田を畑地化し、りんごの生産拡大を図ることとしております。

図の右上にございます倉井工区は、りんご園内地の未舗装道路を舗装することにより、運搬時の荷傷み防止を図ってまいります。図の中央部にございます三本松工区は、「むーちゃん」という既存の直売所に、新たに農産物処理加工施設、研修販売促進施設を建設し、コンポートやりんご残渣を活用したリンゴレザーなど新商品の加工販売や新規就農者への技術指導の研修の場としての活用を計画しております。事業効果は、受益農地が合計 40.6ha で、水稻からりんごへの転換や荷傷み防止による農業生産性の増加のほか、加工施設等の整備による販売促進、都市交流などの効果が期待され、費用便益比は 1.4 となっております。人口減少を踏まえた将来の活用見込みですが、農業振興公社などの担い手に農地集積が進み、営農や新規就農者の確保に向けた取り組みが将来にわたり継続されると考えております。継続熟度は、地元説明会を複数回実施し、合意を得ているほか、加工施設等については、施設の管理者となる町と随時協議を行っております。

7-2 ページをご覧ください。

妥当性評価チェックリストです。効率性事業評価の事業費の妥当性ですが、各整備において、できる限り形状を改変しない方向で整備する方針とし、単位当たりの事業費は県内の平均より安くなっております。計画熟度の用地補償の事前調査ですが、ほ場整備、農道、加工施設等、用地の事前調整は進んでおります。また、関係機関協議は、建築申請や埋蔵文化財について事前協議が済んでおります。

7-3 ページをご覧ください。

優先度評価シートになります。農業の収益性向上の高付加価値化への取り組みは、りんご残渣の活用、りんご加工品の開発などが計画されております。農村地域の振興の地域独自の取り組みは、リンゴレザーをふるさと納税の返礼品として活用するなど、町の取り組みを評価しております。以上から、長野県公共事業評価委員会の意見は、事業着手が妥当と判断し、優先度評価は 4.3 となっております。

農地整備課水利係長の宮嶋と申します。事後評価の案件を説明いたします。よろしくお願いいたします。

11-1 ページをご覧ください。

平成 30 年度完了の畑地帯総合土地改良事業南牧地区です。

12-2 ページをご覧ください。

事業概要です。本地区は、全国でも有数のハクサイ、レタス、キャベツなどの高原野菜の産地となっております。事業実施前は、一部エリアの畑地かんがい施設が未整備で作物への灌水に大変苦勞しておりました。また、経営規模が大きく、機械の大型化が進んでいる中、農道の幅員が狭く、すれ違いなど営農の際の通行に支障がありました。また、排水路の老朽化に伴い、畑に浸水被害が発生しておりました。

11-3 ページをご覧ください。

こうした課題を解決するため、畑地かんがい工事、それから用排水路工事、農道工事を平成 23 年から 30 年度までの 8 年間、事業費約 29 億円で実施いたしました。

11-4 ページをご覧ください。

事業概要の変更経緯は記載のとおりとなっております。

11-5 ページをご覧ください。

事業効果の発現状況です。直接効果として、畑地かんがい施設の新設排水路の整備により、野菜の単位面積当たりの平均収穫量が増加しております。また、一経営体当たりの耕地面積も増加しております。間接効果としては、排水路が溢れることによる被害が少なくなり、通学路となっている農道の安全性が確保されております。

11-6 ページをご覧ください。

自然環境、生活環境等の変化ですが、工事に当たり、地形の改変を最小限度にとどめております。また、通学路には舗装上にグリーンベルトを表示し、安全性の向上を図っております。

11-7 ページをご覧ください。

施設の維持管理状況です。村や地元の組織により現在も適切に維持管理が行われております。県としても、多面的機能支払などの支援をさせていただいております。

11-8 ページをご覧ください。

地域住民等の評価です。アンケート結果はご覧のとおりです。受益者からは、営農面、防災面、安全面で高い評価をいただいております。

11-9 ページをご覧ください。

総合評価について、各項目の評点は記載のとおりです。事業効果の発現状況や評価などから事業の目的を達成しているものと考えております。

11-10 ページをご覧ください。

農政部評価委員会の意見は、作物生産量や1経営体当たりの耕作面積が増加し、住民からの評価も高いことから、総合評価をAと判断しました。農政部からの説明は以上です。

(古本委員長)

ただいまの説明に対して質疑をお願いいたします。本日、説明がなかった農政部所管の対象箇所についての取材の質疑がありましたら、あわせてお願いいたします。質疑応答の時間は10分程度確保されております。いかがでしょうか。

(相野委員)

いくつか伺いたいのですが、最初に説明があった安曇野市の事業について、レッドリストに載っているものの具体的な内容であるとか、移転先、それからそれを食べている蝶みたいなものへの影響があるのか、ないのかなど、その辺がわかることがあれば伺いたい。

また、飯綱町の方は、レッドリストの記載がなかったのですが、対象の植物がないという結果だったかどうか教えてください。

(農地整備課)

具体的なリストについては、今、資料がないため、少しお待ちください。まず、具体的な方法についてですが、近隣のほ場整備でも同様なことをやっており、町の教育委員会の有識者に現地にお越しいただき、その方に植物などについて確認していただいております。生き物についても、地元の有識者の方にご意見をいただきながら、どんな対応をするのが良いかなど、相談しながら対応してまいりたいと考えております。

具体的な植物については、安曇野市の方ですが、野生種のアヤメ、ツルフジバカマ、オオバクサフジが確認されております。

飯綱町の方については、今は資料がありませんので、確認させていただきたいと思います。

(相野委員)

地元の詳しい方に聞き取りをされたり、教育委員会の方に聞き取りをされたりしてるということですね。移転先についても同様にやるのですか。

(農地整備課)

移転先についても、同様に相談しながら、場所を決めさせていただいて、やり方等については、県と有識者、市町村などで相談しながらという形になります。

(相野委員)

草本類のような木ではない、いわゆる草みたいなものが多いということですか。

(農地整備課)

はい。農地の中ですので、木はあまりないので草の類ということになります。

(相野委員)

わかりました。ありがとうございました。

もう一点よろしいですか。3番目に説明された事後評価の南牧についてですが、大型の機械が入っている地域ですが、外国人労働者の不法就労であるとか、待遇がよろしくないということでニュースになったりするような地域だと思いますが、適正な外国人労働者であるとか、いろんな働き方に対して不当なことを行っているような方が受益者の対象になっていないかどうか、その辺の心配はないのかを伺いたいです。

(農地整備課)

すぐに答えられないため、詳細説明の際にご回答させていただきます。

(古本委員長)

他にいかがでしょうか。

(熊谷委員)

先ほどの飯綱についてですが、農村振興環境整備ということでりんごの加工施設などの拡充を図るような計画になっているかと思われませんが、施設の経営や指定管理などについて、地域との連携などは、十分できているということでしょうか。

(農地整備課)

計画の策定は、町で実施しておりますので、町の中では十分検討を進めているということになるかと思います。

(熊谷委員)

わかりました。類似の施設もできてきておりますし、交通地理的な条件として、観光客が立ち寄るような場所ということでしょうか。

(農地整備課)

幹線道路に隣接するため、観光の交通も多いと想定しております。

(熊谷委員)

6次産業的な効果が高いということでしょうか。

(農地整備課)

道の駅的な施設になっておりますので、そういう意味では、観光客が立ち寄る施設であると想定しております。

(古本委員長)

他によろしいでしょうか。それでは、農政部の所管事業についての審議をこれで終了します。ありがとうございました。

続きまして、次に林務部の所管事業について審議を行います。新規評価 1 田畑、事後評価 12 白馬小谷東山線の説明をお願いいたします。

(森林づくり推進課)

治山事業の新規評価について、上伊那郡南箕輪村 田畑の資料をご覧ください。

様式 1 - 2 新規評価シートになります。

事業の位置づけをご覧ください。本事業については、第 3 期長野県強靱化計画に位置付けられており、南箕輪村の地域防災計画と関連する事業にもなっております。当箇所の現状と事業目的ですが、平成 2 年に治山事業により山腹工事が実施されております。しかしながら、湧水に起因する土砂の流出等により、山腹工の機能が低下しているほか、枯損木の倒木被害も発生しております。このため、既存施設の機能強化や湧水対策などの山腹工事を実施し、山腹斜面を安定させ、斜面下部に位置する人家や村道などの保全を図ることを事業目的としており

ます。次に、事業概要欄をご覧ください。着手予定は令和 7 年度、完了は令和 11 年度、5 年間で山腹工 0.3ha を実施する計画となっております。事業費は 2 億円で、うち国庫は 1 億円です。

事業箇所は、JR 飯田線田畑駅付近の段丘崖斜面です。斜面の直下には、多数の人家用水路、村道が位置しております。また、既存の法枠の背面に空洞化箇所や根が露出し倒木の恐れがある不安定な立木などが各地で確認をされております。このような現状を受け、法切り工による勾配修正、既設簡易法枠工の撤去および法枠工の再設置、湧水処理、倒木処理などを実施し、斜面の安定化を図ってまいります。事業効果欄をご覧ください。主な受益対象は、人家 16 戸、用水路 200m、村道 200m です。期待される効果や人口減少を踏まえた将来の活用見込みは、山腹斜面の安定が図られることにより、下流人家の安全安心が確保され、継続的な集落の保全が期待されることです。費用便益については、2.4 を確保しております。計画熟度をご覧ください。地域からの要望経緯は、枯損木による倒木が発生していることから、令和 6 年 2 月に南箕輪村を通じて地元区から県に要望がありました。事業説明等については、令和 6 年 5 月に地元説明会を行い、地元住民の皆さんからは、事業の早期着手を望まれております。事業目的、整備内容については、地元住民から要望が出されており、土地使用についても内諾を得ていることから計画熟度が高いと思います。評価結果ですが、林務部内の評価委員会の審議に諮った結果、過去に事業が実施された箇所ではあるが、既存の治山施設の機能が低下し、新たに山腹崩壊の発生が懸念されることから、斜面下部の人家等の保全のため、事業を実施する必要があるとして、本件は妥当と判断をしております。

様式 1-3 妥当性評価チェックリスト及び様式 1-4 優先度評価シートについては、記載のとおりです。説明は以上です。

(信州の木活用課)

続きまして林務部信州の木活用課長の千代と申します。よろしく願いいたします。

公共事業の事後評価について、12-1 ページの林道開設事業の白馬小谷東山線の説明をいたします。

12-2 ページをご覧ください。

当該路線は、林業経営の基盤としての活用のほか、地域振興も視野に入れ、白馬、小谷の両村からの要望を受け、昭和 48 年度に着手しました。平成 24 年に開設予定地内に新たな地すべりの形跡を確認し、このまま開設するには多額の費用がかかるということが判明しました。そこで、地元関係者、関係機関と協議調整して計画変更を行っております。なお、この変更は、平成 25 年度に開催した評価監視委員会からも妥当とのご意見を頂戴しております。

12-3 ページをご覧ください。

事業箇所は、小谷村黒川集落と白馬村野平集落まで通じる白馬小谷東山線です。小谷村内の 1,900m を中止区間としております。総延長は 10,084m、幅員は 4m、全体事業費は 20 億 2,340 万円となっております。

12-4 ページをご覧ください。

事業実績についてです。当初計画と比較し、期間を 1 年間延長しております。総事業費は約 1,700 万円を減額しております。

12-5 ページをご覧ください。

事業の直接的効果です。木材生産を目的とした人工林のうち、約 510ha の手入れを継続してまいりました。約 200ha は、分収林の契約地で造成した森林資源は今後、木材として搬出し循環利用を図る計画です。

事業の間接的な効果について、12-6 ページから 12-8 ページにまとめております。

広葉樹林の活用の状況や取り組み、北アルプスの眺望が望める施設のほか、水源地の取水施設の維持管理等にも活用されており、生活環境の保全に寄与しているところです。

12-9 ページをご覧ください。

当該路線の維持管理の状況です。県営で開設後に施設を移管し、白馬、小谷の両村が管理をしておりますが、春先などは地域住民の皆様による草刈りなども行われております。

12-10 ページをご覧ください。

地域住民の評価についてです。地元区長から開設事業について、ご理解をいただき、事業内容についてもご満足いただいているという旨の聞き取りを行っております。

12-11 ページをご覧ください。

総合評価ですが、現時点では、白馬村内で林道被災に伴う通行止めが生じているものの、開設工事に関して地域住民等から否定的な意見はないことから、総合評価は、A 評価、75 点としております。

12-12 ページをご覧ください。

林務部の公共事業評価委員会および県の公共事業評価委員会からは、当該事業は総合評価 A が妥当であるとのことをご意見をいただいているところであります。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(古本委員長)

ただいまの説明に対して質疑をお願いします。本日説明がなかった林務部所管の対象箇所についても質疑がありましたら、あわせてお願いいたします。質疑応答の時間は 8 分程度でお願いいたします。

(相野委員)

事後評価の 12-10 ページに「木質バイオマス事業が促進され、山が若返るような施策展開をしていただければ、地域も協力してまいります」という記載がありますが、具体的な予定があるのか教えてください。

(信州の木活用課)

木質バイオマス事業についてですが、例えばバイオマス発電などの拠点整備のような具体的な予定はないですが、2 年前に大北地域の森林組合がチップ工場を新設しており、これは、熱利用（温熱供給）のバイオマスボイラーにチップを供給するためのチップ加工施設というもので、この地域から木材を搬出して、広葉樹でも針葉樹でもチップには使えるということです。このように、森林整備とあわせて資源を有効活用してチップ化するという事業が新たに始まっているということもありますので、こうした事業含めて木質バイオマス事業というのはさらに促進していく可能性があると考えております。

(相野委員)

ありがとうございました。

(古本委員長)

他にはご質問ありませんか。

(熊谷委員)

事後評価の説明の中で資料の 8 ページを拝見すると、観光的な条件も整備されているなど、魅力もあるところかと思いますが、この林道自体は、観光利用も多いところでしょうか。

(信州の木活用課)

白馬の山岳が見える東側の地域になりますので、観光客の皆さんが常時立ちいるというエリアではないですが、眺望が素晴らしいので地域の方々が散策したり、東屋を活用したりして、眺望を楽しんでいるという実態です。

(熊谷委員)

地域住民用という感じですかね。

(信州の木活用課)

一般観光客の方が気軽に行くというよりも、こういうところが好きな方が訪れるというようなところ
です。山菜を採ったり、キノコを取ったりというような形で利用されていると承知しています。

(古本委員長)

他にいかがでしょうか。無いようでしたら、林務部所管の対象箇所についての審議をこれで終
了させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、道路建設課の所管事業について審議を行います。

新規評価 4 新村、再評価 21 伊那バイパス、再評価 26 小島トンネルの説明を一括し
てお願いいたします。

(道路建設課)

建設部道路建設課の柴草と申します。よろしくお願いたします。

道路改築事業については、総事業費 10 億円以上の R7 新規予定箇所が 2 か所ございま
す。全ての箇所において妥当性評価 18 項目により妥当性を有していることを確認しておりま
す。優先度評価については、4.5 から 4.8 となっております。このうち、総事業費が一番大きい新
規評価 4 の新村について説明いたします。

資料 4 の様式 1-2 をご覧ください。

事業名は道路改築事業 主要地方道松本環状高家線 松本市 新村です。しあわせ信州
創造プラン 3.0 における位置づけは、「災害に強い県づくりの推進」、「本州中央部広域交流圏
の形成」となっており、この計画内で事業着手箇所に位置づけられております。現状と課題および
事業目的ですが、本路線は、松本市と安曇野市を結び松本地域の外環状道路の一部を構成
する重要な幹線道路です。本事業区間は、臨空工業団地等の物流拠点や、松本平広域公
園等の観光地、信州まつもと空港へのアクセス道路となっていることから交通量が多く、松本電
鉄上高地線踏切（変電所西踏切）や国道 158 号との交差点（新村交差点）において、
慢性的な渋滞が発生しております。このため、道路整備を行うことによって、安全で円滑な交通
を確保するとともに、中部縦貫自動車道（松本波田道路）における仮称「新村インター」と接
続することにより、産業、観光および交通拠点のアクセス性の向上を目的としております。着手年
度は 2025 年度、完成予定年度は 2034 年度、事業期間は 10 年間で予定しております。
事業内容については、道路改築工延長 1.9km です。4 車線部の幅員は、標準横断図に記
載しておりますが、車道部が 13.0m、全体幅員が 25.25m です。事業費は 52 億円です。事
業効果については、費用便益比 4.0 と判定されております。計画熟度については、地元地区連
合会から継続的にバイパス整備の要望があります。また、昨年度までに地元への説明を実施して

おり、地域の合意形成が図られております。評価結果については、妥当性評価が『○』、優先度評価が4.5点になります。なお、建設部公共事業評価委員会および長野県公共事業評価委員会からは記載のとおり、事業着手が妥当と判断するという意見をいただいております。説明は以上です。

続きまして、再評価の案件になります。

道路改築事業については、7か所の再評価案件があり、再評価後5年経過が2か所それから全体事業費が著しく増加するものが5か所となっております。このうち伊那バイパスと小島トンネルについて説明します。

資料の21、様式2-2-1をご覧ください。

道路改築事業 一般国道153号 伊那市 伊那バイパスについて説明します。本事業の概要ですが、全体計画延長は7,630m、車道幅員は14m、道路幅員は28mの4車線の道路です。採択年度は平成9年度、完成年度は令和9年度を予定しておりましたが、今回の再評価を受け、令和12年度まで延長いたします。全体事業費は、当初215億円でしたが、今回327億円とし、前回評価時から17億円の増額になります。令和7年度以降の残事業費は約71億3,000万円です。令和6年度の進捗率は、約76.4%。用地取得の進捗率は約83.3%となる見通しです。評価対象事業の事由は、再評価実施後5年が経過している事業（要領第6第4号の要件）です。費用対効果については、事業全体B/Cが1.1、残事業B/Cが5.2となります。

次に様式2-3をご覧ください。

本事業の現在の状況について説明します。国道153号は名古屋市と塩尻市を結ぶ広域的な幹線道路であり、災害時には中央自動車道の代替機能を果たすほか、当該地域においては、生活や産業、観光等を支える重要な道路です。重要物流道路や第1次緊急輸送道路に指定され、平常時、災害時を問わず安全かつ円滑な物流の確保、緊急車両の通行の確保が求められています。しかし、現在の国道153号は、伊那市街地を中心に交通渋滞が慢性的に発生しております。全体延長のうち1工区の3.4km及び2工区の1.1kmは既に供用済みです。

続いて様式の2-5をご覧ください。

変更内容について説明します。青島地区の盛土構造の見直しによる増額になります。当初計画では、盛土構造でしたが、地元説明を行った結果、地域が分断され、宅地や優良農地が大きく潰れてしまう、三峰川周辺には霞提が存在しており、道路で分断されてしまうと、洪水等で氾濫した水が滞留し、浸水被害拡大の懸念があるなど様々なご意見、ご要望いただきました。こうした地域の声を受け、盛土構造が浸水被害想定に及ぼす影響を解析し、その結果から構造検討を行い、高架形式への見直しを行いました。事業費の増は約17億円です。道路構造形

式の見直しにより、改変面積の減少や、地域の分断がなくなることで地域コミュニティや農業生産活動に与える影響を少なくできることとなります。事業期間の延長理由としては、道路構造形式の見直しによる事業期間の延長です。地元との合意形成および設計に2年間、盛土構造から高架形式に変更することで、工事の工期が3年間必要となります。全体事業期間は3年延長し、令和12年度としております。

様式 2-2-1 にお戻りください。

建設部公共事業評価委員会および長野県公共事業評価委員会からは、記載のとおり継続が妥当と判断するという意見をいただいております。伊那バイパスの説明は以上となります。

続きまして小島トンネルについて説明します。

資料 No26 の様式 2-2-1 をご覧ください。

道路改築事業 主要地方道開田三岳福島線 木曾郡木曾町 小島トンネルについて説明します。本事業の計画概要は、全体延長 400m、車道幅員は 6m、道路幅員は 9m の 2 車線道路の計画です。採択年度は令和 2 年度です。また、完成年度は令和 9 年度を予定しております。全体事業費は当初 8 億円、今回 15 億円で、新規評価時から 7 億円の増額となります。令和 7 年度以降の残事業費は 11 億 9,557 万円です。令和 6 年度末の事業進捗率は約 20.3%。用地取得の進捗率は 100%となる見通しです。評価対象事業の事由は、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所（要領第 6 第 5 号要件）となります。費用対効果については、事業全体 B/C が 0.8、残事業 B/C が 1.01 となります。

様式 2-3 をご覧ください。

本事業の現在の状況について説明します。主要地方道開田三岳福島線は、木曾町の開田地区から三岳地区を經由し、国道 19 号を結ぶ木曾郡中西部における幹線道路であり、王滝村役場への唯一のアクセス道路となることから第 2 次緊急輸送道路に指定されております。令和 2 年 2 月改定の御嶽山火山噴火緊急防災対策砂防計画において、噴火前兆候からの緊急ハード対策を実施するための資材輸送道路としての機能を担っている道路です。しかし、現在の小島トンネルは幅員が狭く、カーブが急で大型車のすれ違いが困難なボトルネック箇所となっております。また、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火発生時には多くの緊急車両が通過することとなりましたが、トンネル内でのすれ違いが困難であったため、信号処理による片側交互通行規制を実施しました。緊急事態に対処する上で大きな課題となっております。

様式 2-4 をご覧ください。

本事業は、国交省のマニュアルに基づき、費用便益分析を行っております。事業全体の B/C は 0.8 となっておりますが、これら 3 便益以外の整備効果として、災害に強い道路の確保が図れるほか、観光地へのアクセス道路としての機能を有しており、更なる地域振興に寄与するものと

考えております。

様式 2-5 をご覧ください。

変更内容について説明します。まず一つ目の変更理由ですが、トンネル補助工法の追加による増額です。事業化時点では、文献調査等により地山を評価し、事業費を算定しておりましたが、事業化後に詳細な地質調査を実施した結果、トンネル内部の地質が当初の想定より悪いことが判明しました。トンネルを安全に掘削するため、補助工法の追加が必要になり約 3.5 億円の増額となりました。二つ目の変更理由は、トンネル坑口位置の変更および落石対策追加による増額です。起点側の坑口位置について、詳細な地形測量と現地調査を実施したところ、坑口上部の露岩部に影響するため、坑口を地山から離れた位置へ変更する必要が生じ、その結果、保護盛土の構築が必要となりました。また、坑口側面の斜面に落石発生源が存在することが判明したため、落石対策工の追加が必要となりました。これらにより約 2.5 億円の増額となりました。三つ目の変更理由は、資材単価および労務単価高騰による増額です。これにより工事費が約 1 億円の増額となります。

様式 2-2-1 最初のページにお戻りください。

建設部公共事業評価委員会および長野県公共事業評価委員会からは、記載のとおり継続が妥当と判断するというご意見をいただいております。説明は以上となります。

(古本委員長)

ただいまの説明に対して質疑をお願いします。本日説明がなかった道路建設課の対象箇所についても質疑がありましたらあわせてお願いします。また、道路管理課については、本日は説明箇所がありませんでしたが、この際に質疑をお願いします。質疑応答の時間は 20 分弱を確保しております。いかがでしょうか。

(古本委員長)

質問というわけではないですが、鋼材価格が 4 年前に比べると 2 倍までいかないまでもかなり値上がりしているということですね。

(道路建設課)

はい。鋼材もコンクリートもかなり上がっております。

(古本委員長)

人件費や経費なども工事期間が延びれば延びるほどかかってくるということですね。

(関委員)

人材の確保という点では、特に問題が生じていることはないでしょうか。最近、人材不足と言われているが、当該工事について問題はないでしょうか。

(道路建設課)

当該工事については、問題は発生していませんが、業界全般としては、技術者不足といわれており、いろいろな施策で対応してるところです。

(熊谷委員)

伊那バイパスの再評価について、構造を盛土から高架構造に変えている理由として、霞提の背後地であったり、地域の分断を解消するという説明がありましたが、当初から予想されていたり、計画を作るときに、考えておくべきことのように感じますが、今回、再評価に至って構造を変更したのは、その期間の中で何か状況が変わったということでしょうか。

(道路建設課)

延長が7.6kmという長いバイパスの事業になりますので、北側の供用済みの箇所から片押しで進めてきたという状況です。現在、2工区の段丘の上段の方では、用地買収及び工事を進めておりますが、設計については、区間で区切って実施するということもあり、南側の青島、日影地区については、このタイミングで地元定着を図るということで詳細な構造について地元と話を進めているところです。その話し合いの中でいろいろなご意見をいただいて、構造の見直しをしたという状況です。

(熊谷委員)

わかりました。金額の増額が大きいので質問させていただきました。

(道路建設課)

コストが最も安い工法が良いのですが、かなりの高盛り土になるため、買収面積も多く、この辺りは優良農地に囲まれた地域になっており、青島地区は真ん中を分断するようなルートになるため、地域の環境配慮することも重要だと考えています。コストはかかるが、必要な見直しを行ったということです。

(古本委員長)

他に質問はありませんでしょうか。リモートで参加されている委員の方から、いかがでしょうか。特

に再評価に関しては、妥当性に関して評価監視をすることは、非常に重要な意味を持つと思います。今回 2 件の再評価の事案がございます。先ほど熊谷先生の方から伊那バイパスについてご質問ありましたが、小島トンネルの方にご質問はありますか。

(古本委員長)

先ほど熊谷先生が言われたことと似た議論になりますが、トンネルの施工については、実際に工事をしてみないと地質が良いか悪いかわからないというところがあり、工事を進めるうちに地盤が悪いということがわかり、事業費が膨らんでいくことがある。しかし、事前に調査する方法がないのかと常々思っているところです。

(道路建設課)

今回は、事業化後の詳細な調査により地山があまり良くないことが判明したということですが、事業化することでその箇所に予算が付くこととなります。事業化後にボーリング調査や弾性波探査を実施することになり、事業着手前までは、やはり文献を調べたりする中で想定した地質になります。今回は詳細な調査により事業費増という提案をさせていただいていますが、実際に現場に入り施工すると、また現場の状況で、掘削の進み具合で地山の判定を行い、安全にトンネルを掘削する上で補助工法に変更が生じる可能性はあります。今回、詳細調査の結果、事業費が増えることが判明したので、再評価を行っているものです。

(古本委員長)

お金がかかってもトンネルの幅員を拡幅することの方が、重要性が高いということですか。

(道路建設課)

はい。王滝村に通じる道はこの道しかないこと、それから御嶽山の防災上の観点からも重要な道路になりますので、この課題を解消したいということです。

(古本委員長)

他の質問ありませんでしょうか。

(熊谷委員)

一見すると費用便益 B/C が、少し低いような感じがする。先ほど説明があった上記以外の整備効果を注視すると、実際には B/C が高くなるということでしょうか。

(道路建設課)

国のマニュアルで算定しているが、これは3便益といって走行時間が短縮される便益、走行経費が減少する便益、道路が改良されることにより交通事故が減少する便益という3つの便益で道路事業は評価するのが一般的です。算定上一番効果があるものが交通量になります。車が沢山通ればそれだけ便益が上がる。今回の様な地域の道路だとなかなか3便益のみでは、便益が出ない傾向があります。そこで、3便益に含まれない、災害に強い道路であるとか、観光地へのアクセス道路であるとか、産業振興に寄与する道路といった定量的に表せない部分の整備効果の説明もさせていただきました。この地域にとっては、命の道ということで整備の必要性があります。

(古本委員長)

緊急用の道路でもあるということですか。

(道路建設課)

第2次緊急輸送道路でもあり、御嶽山の噴火のときの資材の搬入路にもなります。旧川合トンネルに資材が置かれており、ここから資材を積込み、小島トンネルより上流側のハード対策箇所(仮設の堰堤や導流堤など)があるが、ここを通らないとそれらの対策ができないといった防災上の観点からも、大事な道路であるということです。

(小山委員)

今の議論に特段反対するわけではないですが、重要な道路ということは承知した上で、B/Cが0.1だったらどうするのでしょうか。重要だという点だけではなく、B/Cが1を切ってることに対して、外部に対してきちんと説明できるような数字を示して欲しいと個人的には思います。その点に関してはいかがでしょう。

(道路建設課)

あくまでも国のマニュアルに基づくと、貨幣換算できるのが3便益ということになっています。それに基づいて算定はしているが、道路整備の便益算定については、3便益だけで良いのかという議論もあり、現在、国においても議論がなされているところです。

事業全体ではB/Cが0.8ということになりますが、3便益以外の効果もあるという説明をさせていただきました。

(古本委員長)

県の公共事業の過去の事例として、B/C が 1.0 を切っているところもあったように記憶していますが。

(道路建設課)

例えば、国道 148 号の小谷村の役場の近くの雨中地区の道路ですが、大型車両の交通が多い物流道路で、騒音や振動、交通安全上の課題があったりと、地域の方が大変危険な思いをされており、そこをトンネル（バイパス）にするということで、今、整備を進めております。そこも B/C が 1.0 を切っていますが、必要な道路だということで事業継続のご判断をいただいております。

(古本委員長)

過去にも B/C が 1.0 を切っている事例もあったというご報告でした。小山先生よろしいでしょうか。

(小山委員)

それは、承知しております。評価をしなければいけないので、抽象的な表現ではなく、我々が判断するためのきちんとした材料が欲しいです。

(古本委員長)

道路建設課の方で小山先生のご質問に答えられるような資料を次回までに準備してください。

(道路建設課)

具体的には、どのような資料を用意すればよろしいですか。

(小山委員)

一番いいのは数字ですが、例えば、B/C というのは数字で示されており、はっきりしているので、我々が判断できる B/C という数字に対して、「災害が」とか少し抽象的な表現をされても判断に困っています。この件に関してだけではなく、例えば B/C が 0.4 だけど災害上重要だったらそれも整備するのか、0.1 だったらどうするのか、0.1 だけど重要な道路で困る人がいるから整備しましょうということになるのか、我々がどう判断すればいいのか判断材料が欲しいと思います。我々はどう判断すればいいのか、今回の事業が例えば極端な話 0.1 だったら、我々は賛成していいのか駄

目なのか、そういう判断材料が欲しいということです。

(古本委員長)

この会議の目的は、公共事業評価監視委員会なので、例えば、ある事業の B/C が非常に低く、これは事業の継続は無理ですよ、それは正しくありませんよと判断した場合は、その意見を県知事に対して具申できるということです。本件の再評価案に関して、小山委員は反対ではないということです、本件に関してはこのまま進めさせてもらってよろしいでしょうか。

(小山委員)

本件に反対ということではないですが、将来のために判断材料が欲しいということです。

(道路建設課)

現在、道路の費用便益については、国でも 3 便益のみでいいのかという議論がなされています。その動向を見ながら、更に追加できる便益が出てくるかもしれないと思います。

(熊谷委員)

道路の B/C の議論は、10 年 20 年来ずっと議論されていますよね。私が記憶してるのは、高知県の方で交通量がすごい少ないところだが、命を守る、集落を守っていく道路で重要だということで、議論になっていた気がします。これは、すぐに結論が出るような話ではないのかもしれませんが。

(道路建設課)

国の基準以外に独自で便益を算定しているようなところもありますが、私どもは国の基準に基づき 3 便益で算定したということです。

(古本委員長)

続きまして、河川課の所管事業について審議願います。

新規評価 2 上川、再評価 17 裾花ダム、奥裾花ダムの説明をお願いいたします。

(河川課)

河川課の西沢と申します。よろしく願いいたします。

それでは、河川課の新規事業ということで、資料 2 の 2-1 ページをご覧ください。河川事業

(一) 上川 諏訪市 上川でございます。

上川は八ヶ岳のたもとを起点に、茅野市および諏訪市を流下し、諏訪湖に流れ込む延長41kmの1級河川でございます。

本事業は、諏訪市の上川地籍で、諏訪合同庁舎の南の目の前で計画しております河川改修事業でございます。

諏訪湖周辺では、平成18年7月豪雨で岡谷市や諏訪市で激甚な災害が発生いたしまして、当該河川においても、氾濫危険水位を超過するなど危険な状態ございました。

また、近年には洪水の頻発化に伴い、氾濫注意水位を超過する回数が増加しており、既存堤防の一部は、必要な堤防幅が確保されていないため、洪水や雨水の浸透により堤防決壊の懸念がありまして、甚大な浸水被害となる可能性が高い状況になっています。

さらに、堤防決壊により懸念される浸水エリアは、立地適正化計画における居住誘導区域にも指定されていることから、早期に治水安全度を高める必要性がございます。

事業期間は令和7年度から令和16年度の10年間の予定をしております。

事業内容は河川改修 L=1100m、橋梁架け替え N=2 橋でございます。

事業費は30億円でございます。

平面図に記載のとおり、まず令和7年度から10年間、諏訪湖から1.1kmの区間において、主に諏訪合同庁舎側となる右岸の堤防の引提と河川の掘削によって、川を広げる河川改修を進めてまいります。

以降、順次、上流部の河川改修を、引き続き実施していくことを予定しているところでございます。

事業効果としましては、主に受益対象といたしまして、周辺家屋が千戸、対象農地23ヘクタール、諏訪合同庁舎および諏訪市水道局の公共施設で、浸水被害から守るものでございます。費用対効果を示すB/Cは4.0でございます。

居住誘導区域であることから、将来的に居住者を新たに呼び込むための政策に寄与するものでございます。

地域からは、豪雨時に幾度も水位上昇が生じ、越水の不安が高まっていることから、諏訪市から改修の強い要望がございます。

また、今後期成同盟会に移行いたします上川河川整備促進連絡会からも、要望が同じようにございます。

事業説明等の経緯といたしましては、令和5年7月に諏訪市長へ、令和6年3月に上川河川整備促進連絡会総会にて、概要の説明を実施しているところでございます。

妥当性の評価、優先度評価につきましては、記載のとおりでございますが、判定の内訳につきましては、P2-2、P2-3によるところでございます。

建設部公共事業評価委員会および長野県公共事業評価委員会からは、2-1ページの下段

に記載のあるとおり、事業着手が妥当と判断するとの意見をいただいております。

続きまして、裾花川のダム事業につきまして、続けて説明をさせていただきます。

(一) 裾花川 長野市 裾花ダム、奥裾花ダムでございますが、資料の P17-1 をご覧ください。

本案件は、事業採択前の計画段階で、一定期間となる 5 年が経過している箇所のため、公共事業評価監視委員会にお諮りするものでございます。

本事業は、1 級河川裾花川における裾花ダム、奥裾花ダムのダム再生事業でございます。

本事業の概要は、当初計画をはるかに上回るペースで土砂が両ダムに流入・堆積し、堆積土砂により治水および利水容量を侵し、ダム管理上支障を来していること、および近年の雨量増加等により、計画雨量が大きくなることから、治水機能の向上および貯水機能の回復・保全を目的に、奥裾花ダムの嵩上げ、両ダムにおける土砂バイパスの設置と貯水池の掘削を行うものでございまして、現在、実施計画調査を行っているところでございます。

右側の事業の経緯をご覧ください。

平成 29 年 8 月には裾花ダムで、常用洪水吐きに土砂と沈木が流入し、常用洪水吐きゲート 1 門が、約 4 ヶ月にわたって閉塞する事態が生じております。

この事故をきっかけに、令和 2 年度に実施計画調査として、事業採択されているものでございます。

保全対象は、資料の 17 ページをご覧くださいなのですが、中央に記載されております青色で着色された氾濫区域内の施設が、保全対象となります。この長野県庁や長野駅の水没をはじめ、行政経済の中枢を担う中心市街地を甚大な水害から守るものです。

資料の 17-4 ページをご覧ください。

現在、実施検討している項目につきましては、表 1 に示す内容でございます。

ダムの嵩上げ構造や、排砂トンネル等の検討を行っているところでございます。

この検討を実施中である令和 4 年 6 月には、新たに気候変動を見込んだ降雨量の考え方が、図 1 のように示されまして、新たな検討がさらに必要になっているような状況になってございます。

再び 17-1 ページをご覧ください。

資料の左下に記載のとおり、新たに気候変動を見込んだ降雨量の考え方が示され、本計画においても、これに対応した基本高水が当該ダムや河川に合理的に配分されること、また土砂流入対策が適切であるかということを確認する必要性が生じたため、流域全体での治水計画を含めて、実施計画調査を継続させていただきたいと考えているところでございます。

実施計画の検討を引き続き継続させていただきたいということで、課題解決に向けた対策の検

討やコストの精査をさらに進め、事業概要が固まりましたら、改めまして公共事業評価監視委員会にお諮りしたいと考えております。

全体事業費につきましては、対策工法等現在検討中であるということから、前回評価時から変更なく、710 億円で令和 6 年度末の進捗率は 2.0%でございます。

費用対効果を示す B/C は、事業全体および残事業とも 1.7 でございます。

建設部公共事業評価委員会および長野県公共事業評価委員会からは、左中段に記載のとおり、継続が妥当であると判断するとの意見をいただいております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

(古本委員長)

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質疑をお願いいたします。

本日説明がなかった河川課の対象箇所にも質疑がありましたらあわせてお願いいたします。

質疑応答の時間は 10 分程度でお願いいたします。

まず、私からですが、再評価の 17 番の裾花ダム、奥裾花ダムですが、これは土砂バイパスを設置して排砂を促進したい、だから要するに土砂がたまっているので、それを迅速に取りたいということですね。

これらのダムは、建設されてから、50 年以上経っているんでしょうか。

(河川課)

昭和 45 年度からですので、もう 50 年以上が経過しています。

両ダムとも、当初計画していたスピードを上回るスピードで土砂が堆積しており、裾花ダムでは計画の約 2 倍、奥裾花ダムでは計画の約 3 倍のスピードで土砂が堆積しているような状況です。

洪水調節の容量を確保する容積内にも、土砂が溜まり治水機能を適切に行うことに支障があるということと、先ほど説明させていただきました資料の 17-2 ページをご覧くださいますと、図面の右側にゲート閉塞状況ということで、写真が添付してありますが、平成 29 年 8 月の洪水時において、裾花ダムのダム内に堆積している土砂と一緒に木が流れていって、ダウンゲートの方に入っ
てしまい、操作ができなくなってしまうというような状況もございます。

そのような状況もございますので、まず土砂を搬出して、今後も土砂がダムの湖内に溜まる
うことを防止するために、適切に土砂を下流側の方に流出させるという計画で、今、検討して
るのが土砂バイパス、排砂バイパスっていう形になります。

(豊田委員)

天竜川の方での土砂バイパスの意見ということで書いてるということですか。

(河川課)

はい。

(豊田委員)

そういうことなんですね。最後に一点ですが、気候変動に伴い、基本高水は変える予定なんですか。

(河川課)

今のところ、変わる予定となっています。

(豊田委員)

基本高水の再検討もこの流域でしっかり行った上で、計画を策定するということですね。わかりました。ありがとうございます。

(相野委員)

浚渫されたりした土砂であるとか、その他に例えば流木とかがあると思うのですが、そういったものを有効利用というか、売却をして県の方の費用にまた戻ってくるみたいなことが可能なのか。そういうことがあるのかどうか教えてください。

(河川課)

具体的には、今はまだ検討してる状況になってございます。目指すべき姿といたしましては、他の公共事業等に利用できるというのが一番でございますけれども、そういう調整がつかないことだとか、土質の状況もあつたりしますので、あとはどうしても土砂をストックする必要がある際にその場所を検討するなど、いろいろな方策があろうかと思えます。そういった土地の適地を探すことや、他の事業に使えるかなどの調査や調整を、現在進めている状況になっております。

(相野委員)

今は、残土の処分は、建築工事などでも非常に難しい状況にあるので、仮置きにしても行き先があるのかとか、ただ処分するのではなくてできればその有効的に活用できた方がいいかなというふうには思います。ありがとうございました。

(河川課)

すみません。先ほど基本高水のご質問がありまして、私、基本高水を変更するというふうにご説明をさせていただきましたが、気候変動に伴い、雨の降り方が変わって、降雨自体は増えるんですが、その増分については、ダム再生事業とは別の取組で対応することが想定され、今、検討進めている事業の中では、基本高水自体は変わらない状況でございます。失礼いたしました。

(古本委員長)

はい。ありがとうございます。

河川課の所管事業についての審議をこれで終了します。

それでは次に砂防課の所管事業について審議を行います。

再評価 3 釜沢、再評価の三沢の説明を一括してお願いいたします。

(砂防課)

砂防課です。よろしく申し上げます。

砂防課では、土砂災害を防ぐ対策としまして砂防堰堤の整備、地すべりの兆候が発生した箇所対策、がけ崩れを未然に防ぐ対策などを行っております。

現在、砂防課全体で 300 を超える箇所の対策を行っており、このうち今年度は 15 か所の再評価案件があります。

箇所数には重複がありますが、事業着手後 5 年目未着手が 1 か所、事業期間が長期化しているのが 11 か所、そのうち国の再評価に合わせて行うものが 10 か所、全体事業費が著しく増加する箇所が 4 か所、事業期間が長期間に及ぶことが確実な箇所が 2 か所となっています。今回、再評価対象箇所のうち残事業費が大きい 2 か所について説明させていただきます。

まず、再評価 3 釜沢 地すべり対策事業 大鹿村 釜沢です。こちらにつきましては、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所に該当します。

資料 3-2-2 によって概要を説明いたします。

地すべりは、ある程度広い範囲で滑動することが多く、それを地すべりブロックと呼んでいます。

当箇所では、令和 2 年 7 月にまとまった雨がおり、地すべりの滑動が活発化し、道路が写真のように被災しています。

集落への道路は、地すべりブロック内を通る県道、それから林道のみとなっておりまして、釜沢集落が一時孤立しました。その際に顕著な滑動が現れたのが、P3 の右上概要図に示します A-1 ブロックになります。

A-1 ブロックにおいて緊急的に対応するものを、令和 2 年度に災害関連緊急地すべり対策事業として申請を行い、工事を実施しました。それが紫色の部分になりまして、この災害関連事業

費が4億5000万円ほどとなっています。

斜面全体を調査しましたところ、A-1ブロックの斜面上部に存在するAブロック、それから隣接した斜面に類似した斜面構造を持つBブロックが存在することがわかり、これを事業化してあわせて対応することとしました。

地すべりは、降った雨により地下水が上昇することによって発生することが多くあり、この地下水を排除するというのが工事の基本となっています。足りない部分につきましてはアンカーなど、力で抑えるということが基本になります。

図に扇形で示していますが、これは地下水を排除するための水平ボーリングを示しています。深い位置で地下水を排除する場合には、井戸を掘り、その中から水平ボーリングを行っています。

3-4ページをご覧ください。

令和5年6月に、当初の令和2年のときよりも多い雨がありまして、これによって地すべりの滑動が活発化しました。

その結果、写真のような状況になっています。このため対策内容の見直しを行いました。赤の太枠が追加など一部見直しをした部分です。

令和5年の雨で、地下水の水位がこれまで以上に上昇し、解析を行った結果、斜面の上の方から地下水の流入が多いことが判明しました。これを排除したいと考えています。

それから下に流れます小渋川沿いの斜面の浸食が確認されたことにより、これを防ぐために護岸工を追加しています。

それから紫色で示した施設、災害関連の事業の効果によりまして、ある程度地下水位の低下が見られました。よってこの部分は道路を落とさないために、力で抑えようということで、法面工とアンカー工を施工することとしました。

3-2に戻っていただきますと、費用対効果につきましては、地すべりによって斜面の下方を流れる小渋川に土砂が流入しまして、そこに土砂ダムができ、水がたまった後に決壊をして下流に流れていくことによる被害も想定し被害額を算定し、費用対効果を算出しています。保全対象となる人家は、下流の氾濫した先の部分と釜沢の集落となります。費用対効果は、令和2年度の災害関連事業を含めまして1.1と試算しています。

工事費の増額と工期の延長ということになりますが、地元にも土砂災害対策の必要性が広く認識されており、受け入れ体制が整っていることから、継続して進めたいと考えているところです。

続きまして再評価の6番 蟹沢（がんさわ） 箇所名が三沢になりますが、こちらを説明させていただきます。

事業採択後、長期間を経過している箇所として、国の再評価に合わせて前倒しで実施するものに該当します。

資料 6-2 により、概要を説明させていただきたいと思います。

この沢の下流域には、保全対象として人家 237 戸、避難所、保育園、要配慮者利用施設としてケアハウス、それから県道があります。当箇所は土石流の発生のおそれがあるということで土砂災害警戒区域に指定されています。このため、砂防堰堤を整備しまして、土石流による下流の被害を抑える計画を立てたものです。

6-4 をご覧ください。

砂防堰堤を整備する位置を決めるための調査、測量設計を進める中で、想定される土石流が出た場合、これを抑えて下流に流さないようにするためには、当初の計画位置では、砂防堰堤を横に長くしなければならないということが判明しました。このため、施設効果が確保される中で、最も経済的な上流側の場所に位置を変更しております。この位置変更に伴いまして、荒れた沢を保護するために溪流保全工、それから、堰堤まで行く管理用道路の追加設計が必要となり、設計期間および工事量、工事費が増えたものです。

次に、堰堤計画地が地元区の共有地となっており、用地買収手続きを行うためには、認可地縁団体に登記する必要性がありましたので、この手続きに不測の日数を要しています。

さらに堰堤の場所の地質を調査したところ、堰堤計画地では軟弱地盤が確認されたために、堰堤の下の地盤を改良する必要が生じ、これに伴い工事日数および費用が増加しました。

費用対効果を算出したところ 34.1 という結果が出ています。こちらにつきましても、工事費の増額および工期延長となりますが、地元の土砂災害対策の必要性が広く認識されており、受け入れ態勢も整っておりますので、継続して進めてまいりたいと考えています。説明は以上です。よろしく申し上げます。

(古本委員長)

ただいまの説明に対して質疑をお願いいたします。

本日説明がなかった砂防課の対象箇所についての質疑がありましたら、あわせてお願いいたします。質疑応答の時間は 10 分程度を予定しております。いかがでしょうか。

(古本委員長)

よろしいでしょうか。三沢の件ですが、用地買収に苦労されてるということでしょうか？

(砂防課)

手続きとして認可地縁団体に登記するということになっておりますので、その手続きに日数がかかってしまったということになります。

(熊谷委員)

確認ですが、それぞれご説明いただいた2つの案件については、当初は今年度完了予定だったところが、2028年まで、また2029年度完成予定に変わっているというところよろしいでしょうか。

その後の進捗状況は、変更計画どおりの完成予定で比較的順調に進んでいるというように考えてよろしいでしょうか。

(砂防課)

現状では、この資料に示すフローで進めております。

(熊谷委員)

両方とも、特に後者の方は、この施設がないと相当被害も大きくなると思われるので、ぜひこの計画で進めていただければと思います。

(砂防課)

極力前倒しできるように、進めてまいりたいと思います。

(相野委員)

始めにご説明いただいた大鹿村の事業ですが、資料の図面の範囲の左隣の方にも沢があるように見えるのですが、こちらの方も等高線を見ると、雨の流入が多そうな沢ではないかと思うのですが、ここは別に工事があるのでしょうか。それとも、特段危険がないという判断でこの範囲とされたのでしょうか。

(砂防課)

地すべり対策として行う箇所としましては、資料の茶色の扇型で囲った範囲になります。資料の2ページを見ていただいてよろしいでしょうか。地すべりの動きとしましては、茶色で囲んだ範囲となっていますので、今のところの調査では、ご指摘いただいた沢の部分が特に悪影響を及ぼしているという状況ではありません。

(相野委員)

特段危険がなさそうなので、対策の範囲に含まれていないという形ですね。わかりました。

(古本委員長)

いかがでしょうか。

砂防事業は、長野県の宿命みたいなものですが、再評価の案件がかなり多くあがってきていますね。全部を審議の対象にできないので、いくつかピックアップしていただいたということでよいでしょうか。本日説明させていただいた2つの案件が、特に緊急性が高いということでしょうか。

(砂防課)

残事業費が多い事業ということで、ご説明させていただいています。

(古本委員長)

ありがとうございます。他には、よろしいでしょうか。

それでは、砂防課の事業に説明について、審議を終了させていただきます。

次に、都市・まちづくり課の所管事業について審議を行います。

再評価 27 出川～双葉、再評価 31 陸上競技場の説明を一括してお願いいたします。

(都市・まちづくり課)

都市・まちづくり課長の井出と申します。よろしく申し上げます。

それでは、都市・まちづくり課からの2件についてご説明させていただきます。

まず、街路事業です。1か所の再評価案件がございまして、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所となっております。

それでは、No.27の都市計画道路出川双葉線 松本市 出川～双葉についてご説明させていただきます。

資料の27-1ページをご覧くださいと思います。

全体計画の概要は記載のとおりです。

採択年度は2007年度、完成予定年度は、今回の再評価で2026年度から2034年度へ延伸いたします。

全体事業費は、当初では40億円で、前々回の再評価で70億円に変更しておりまして、今回の再々再評価で109億円に変更いたします。

2025年以降の残事業費は約85億円となっております。

評価対象の事由としましては、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所となります。

その他、再評価の判断根拠、事業経緯などにつきましては、記載のとおりです。

資料の27-2ページをご覧ください。

本事業の箇所の位置図や事業地周辺の概要図となっております。

本路線は、松本市街地と国道 19 号を結ぶ補助幹線街路として、円滑な交通確保のために必要な路線となっています。資料の右側の概要図にございますけれども、事業地周辺は JR 篠ノ井線の南松本駅に隣接しており、現道には改良すべき踏切として指定されている宮田前踏切があり、慢性的な交通渋滞が発生しているところです。また、開明小学校の通学路にもなっておりますけれども、踏切内に歩道もなく幅員も狭いため、安全な歩行空間の確保を求められております。これらの課題について踏切を立体交差化することにより、円滑な交通と安全な歩行空間を確保いたします。

資料 27-3 をご覧いただきたいと思います。

費用対効果につきましては、事業全体としては 1.3、残事業としては 2.1 となります。その他の整備効果として、都市内交通の円滑化、交通安全の確保、公共交通利便性の向上、生活環境の改善など、記載の効果が見込まれるところです。

資料 27-4 ページをご覧ください。

事業費の増加など再評価の要因についてご説明いたします。

資料上の平面図と下の説明をあわせてご覧いただきたいと思います。

要因の一つ目といたしましては、仮設道路の追加になります。踏切のアンダーパス工事に伴いまして、工事区間が通行止めとなりますけれども、地元地区より線路東側へのルートの確保が求められ、仮設道路を追加することになったため、工事費が約 1 億円増加となりました。

要因の二つ目といたしましては、JR 委託工事の見直しによるものです。まず、JR 軌道下の工事につきまして、当初は機械での掘削を予定しておりましたけれども、踏切内の地盤地下調査を実施しましたところ、メートル級の岩塊等の支障物が確認されました。これにより掘削による軌道陥没への影響を考慮し、人力掘削を主体とした工法に変更しました。併せて、鉄道運行の安全確保のための深夜施工へ変更となり、工事費が約 16 億円増加となりました。次に、周囲の地下水観測結果から、暗渠部の地下水位が高いことが判明いたしました。このため薬液注入による止水対策工が追加となり、工事費が約 4 億円増加となりました。

また、近年の物価人件費高騰により、工事費が約 10 億円増加となりました。

さらに JR 委託工事の工期が、3 年から 8 年に延長することに伴う保安費および管理費の増加により、工事費が約 8 億円増加となります。

以上の理由により、JR 委託工事費が約 38 億円増加となります。

これらの要因①および要因②により、全体の事業費が約 39 億円増加となる予定です。

資料 27-5 ページをご覧ください。

工期延伸の要因につきましてご説明いたします。

現計画の工程は青色、変更計画は赤色として示してございますけれども、先ほど説明した工事費の増加の理由に伴い、仮設道路の追加及び JR 委託工事の見直しにより、工期が 8 年延伸と

なります。

資料 27-1 ページにお戻りいただきたいと思います。

左側中程の建設部および長野県公共事業評価委員会の意見といたしましては、事業の必要性が高く、地元受け入れ態勢も整っているからいることから継続が妥当であると判断する、でございます。説明は以上となります。

続きまして、公園につきましてのご説明をさせていただきます。

都市公園事業につきましては、1 か所の再評価案件がございまして、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所となっております。

それでは、No.31 の都市公園事業、松本平広域公園 陸上競技場整備について説明させていただきます。

資料 31-1 ページをご覧ください。

全体計画の概要は、記載のとおりですけれども、陸上競技場の建て替えです。採択年度は 2021 年度、完成予定年度は 2025 年度です。全体事業費は当初は 130 億円でしたが、社会情勢による増加を推計いたしまして、今回の再評価におきましては、現時点で推計値といたしまして 177 億円に変更するものです。

評価対象事業の事由は、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所となります。

増加額は、最大で約 36%増、約 47 億円の増加と推計しております。

左側下の再評価の判断基準ですが、事業の必要性としましては、県内唯一の第一種公認の陸上競技場として、令和 10 年に開催予定の国スポ・全障スポの開閉会式場及び陸上競技の会場に選定されていること、また全国規模の陸上競技の大会を開催するには、第一種公認競技場が必要であることなどの理由を挙げさせていただいております。ページ右側上の採択時の背景でございますが、当陸上競技場は建設から約 40 年が経過し、老朽化が進んでいることと、バリアフリー等の課題もあったことから、国スポ・全障スポの開催に向けて現地建て替えにより整備を行うものです。以下、事業の背景等については、記載のとおりです。

資料 31-2 ページをお願いいたします。

事業概要等ですが、まず資料上部の航空写真をご覧いただきたいと思います。信州まつもと空港を取り囲む緩衝緑地部分を緑色の線で囲んでありますが、これが松本平広域公園として都市計画決定しております。その中の赤線で囲まれた部分が今回の陸上競技場の部分です。右上①の完成イメージパースのとおり、公園とまちに開かれた陸上競技場をコンセプトに整備を進めております。また、下段の②、③にはメインスタンド等のイメージパースがございましてけれども、近くに空港があることから、航空法による高さの制限の影響でスタンドや照明設備の高さを抑えなければならないことから、フィールド面を地下 5m まで掘り込む計画となっております。④、⑤の写真を

付けていますが、現在、既存の陸上競技場の解体が完了しまして、新陸上競技場のバックスタンド部分の躯体工事が進んでいるところです。

資料の 31-3 ページをご覧くださいと思います。

費用対効果の関係ですが、B/C につきましては、公園全体の事業を全体として 1.6、残事業としては 1.1 となっております。また、その他の整備効果といたしまして、県内の陸上競技の競技力向上、全国大会などの誘致による地域経済の活性化、周辺の植樹による温室効果ガスの削減などの効果を見込んでいます。

資料 31-4 ページをご覧ください。

左の中ほどの事業費増加の要因ですけれども、資材価格の高騰及び労務単価の上昇によるもので、計画そのものを変更したことでございません。事業費の増加分は、推計により算出したもので、最大で 47 億ほどと推計しております。例えば、右下の積算比較表にございますように、資材費だけ見てもコンクリートで 54% の増加、鉄筋で 71% の増加を見込んでおります。新規事業評価の当時と比べますと、その後に急激に物価及び労務単価が上昇しており、当時ここまでの上昇は予測できなかった状況でした。

資料 31-1 ページにお戻りいただきたいと思います。

左側の中ほどの建設部および長野県評価委員会の意見ですけれども、記載のとおり継続が妥当とするものです。都市・まちづくり課の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(古本委員長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対して質疑をお願いいたします。

本日説明がなかった都市・まちづくり課の対象箇所についても質疑がありましたらあわせてお願いいたします。質疑応答の時間は約 10 分をお願いいたします。いかがでしょうか。

(関委員)

建設資材であるとか労務単価が非常に高騰しているということで、価格が全体的に上がっているというご説明だったかと思うんですが、今後の見通しとしてはどのように考えでしょうか。時給が上がるなど様々な社会の情勢もありますけれど、まだ上がる予定があるとすれば、また再評価みたいな形になるということでしょうか。

(都市・まちづくり課)

後の方でご説明いたしました陸上競技場の関係につきましては、完了年度がもうすぐに迫っているということもございまして、今、その年度までの推計で出しておりますので、全体事業費が 177 億と申し上げましたけれど、それが上限値だと考えております。ですから陸上競技場につきまして

は、これ以上は事業費が上がることはないのではないかと推計しております。

ただ、前に説明した街路事業の出川双葉線につきましては、まだかなり工事期間が長いものですから、こちらの方は、今後、資材単価や労務単価がどのようになるかというのは見通せない部分がございますけれど、まだ始まったばかりであり、今後、資材の上昇などを加味して事業費が変わる可能性もあるのではないかと考えております。

(古本委員長)

他にありませんでしょうか。

(熊谷委員)

コメントになりますけど、確かこの2件は、この委員会で2020年頃に現地調査をさせていただいた2件ではないかと記憶しています。現地調査をさせていただいて、確かこの街路事業についても、本当に複雑な道路構造や、立体構造になっていて、かなりお金がかかるんだろうなと思ってたんですが、やはり、結構事業は難しいんだなというように思ったところなんです。この委員会でも何か提言できなかったのかなというところは少し感じています。陸上競技場についても、必要性はそのときにも確認はしたところですが、やはりそのときに意見が出たと思うのですが、国体などで利用するだけでなく、いかにここを活用して効果を上げていくことができるのかということもあるので、そのあたりの維持管理の方法などの工夫をしていただき、せっかく県の財産としてこれだけの健康スポーツの拠点整備されるので、国体以外にも、是非広範に利用していただけるようにしていただけるといいかなと考えております。コメントとなりますが、以上です。

(都市・まちづくり課)

ありがとうございます。まさしく委員がおっしゃるとおり、陸上競技場につきましては、国スポに限らず、今後は、県の財産として有効に長野県内の陸上競技の競技力の向上等に資する様に、活用してまいりたいと考えております。

(古本委員長)

他にいかがでしょうか。

(古本委員長)

再評価の27番 出川双葉ですけど、これは街中での工事ですし、JRを跨ぐようなバイパス道路ということなので、非常に困難な工事だろうということで、継続ということなんでしょう。是非、現地に行って、どうなってるか状況を見たいですね。

(都市・まちづくり課)

JRの下をくぐるということで、JRに委託しなければいけない工事であり、しかも、線路のすぐ下を掘るとい難工事になると思います。JRから今出てきている工程は、結構長めの工程になっているのではないかと思います。夜間工事になることもあり、少し進捗の速度が遅くなることから時間かかってしまうということです。

(古本委員長)

県のJR委託工事という意味合いについて、少し教えてほしいんですが、工事自体はJRが行うということで、工事費用は長野県が負担するということですね。そういう方法はOKなんですね。

(都市・まちづくり課)

鉄道の線路については、JRに限らず、しな鉄などもありますけれど、踏切道の工事を実施するときは、やはり安全第一でございますので、県が勝手に線路の下を掘ることなどはできないので、JR側との協定に基づいて、JRに工事を行っていただくということです。

(古本委員長)

わかりました。JR側にも利便性があるんだったら、少し工事費用をまけてもらってもよいのではないかと、そのように少し思っただけです。

(熊谷委員)

今回の両方の事業とも増額になりますが、両方の事業とも、多分国費が入っていると思います。増額分については、国費の方でも見ていただけるということですか。

(都市・まちづくり課)

両方の事業で、国の交付金又は補助を活用しておりますので、その分は国費の方も増やしていただくという予定です。

(古本委員長)

いかがでしょうか。よろしければ、まだ、この先もありますので、ここで審議を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

全ての箇所の説明が終わりましたので、詳細に審議する箇所の抽出を行います。

ここで議論の参考として、事務局に審議箇所の抽出案があるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の滝澤です。私の方から説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

資料の5をご覧ください。

各評価の詳細審議箇所の抽出案をご説明させていただきます。

まず、評価についてですが、新規評価、再評価、事後評価、3つの評価がありまして、それぞれ県内いろんなところに点在しております。今回、詳細審議の箇所の抽出に当たりましては、事業のバランスや地域のバランスなどを考えながら箇所の抽出をしております。まず、資料5の1枚目の新規評価のところから説明をさせていただきます。

新規評価について、本日説明したのが5か所ほどございまして、その中から事業規模や事業内容から3か所を抽出しております。事務局の案としましては、2番の河川事業上川、4番の道路改築事業新村、7番の中山間総合整備事業の飯綱、この3か所について事務局としてはピックアップさせていただいております。

続きまして、再評価になります。再評価につきましては、まず、地すべりと急傾斜と砂防事業、これらの事業は、事業の性質が似ているところもありますので、これらの事業の中から残事業費が一番大きい箇所及び事業内容等も考慮した上で、地すべりの釜沢を詳細審議としてはいかがかと考えております。続きまして、河川事業になりますが、河川事業16～19までありますが、本日説明したのが、裾花ダム・奥裾花ダムになりますが、こちらの該当要件は3ということで、事業の計画段階で5年間経過してるものであり、工事に未だ入ってないところについて再評価を行っているものです。本日、ご審議いただきご意見等もいただいたところではありますが、今後、事業計画が定まったところで、改めて再評価にかけさせていただく予定がございまして、こちらにつきましては、事務局案としては、今回の詳細審議には対象にはしておりません。次に道路改築事業になりますが、本日説明をさせていただいた2件、伊那バイパスと小島トンネルになりますが、この2件とも事業規模や本日ご審議をいただいた中でも議論になりましたが、B/Cの関係などもありますので、2件とも詳細審議してはいかがかと考えております。続きまして、27番～31番ですが、それぞれいろいろな事業がありますが、街路事業と陸上競技場につきましては、事業規模も大きく、事業の変更の内容も大きいことから詳細審議としてはいかがかと考えております。続きまして、事後評価になりますが、本日2件の説明をさせていただきましたが、事業規模や事業内容を考慮し、11番の畑地帯総合整備事業の南牧を詳細審議箇所についてはいかがかと考えております。以上、新規3か所、再評価5か所、事後評価1か所の合計9か所が事務局の案になります。よろしくお願ひいたします。

(古本委員長)

ありがとうございました。ただいまの事務局案を参考に審議箇所を抽出したいと思います。委員

の皆様からご意見をお願いいたします。ちなみに詳細審議箇所というのは、現地に調査に実際に行ったり、あるいは動画を見せてもらったりする、そういう詳細調査が入る箇所でございます。ですので、全部は無理なのでいくつか抽出していただいたということですが、ここが見たいなというところがありましたらご意見いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

<異議なし>

(古本委員長)

それでは審議の結果、詳細審議箇所は、新規評価3か所、再評価5か所、事後評価1か所の合計9か所とし、第2回以降の委員会で審議することとしてよろしいでしょうか。以上で詳細審議箇所の抽出を終了します。また、本日の審議箇所の中で追加の資料請求などがあればお願いいたします。

よろしいでしょうか。追加で提出していただきたい資料がございますか。

それでは、特に無いようですので、審議を終了いたします。

「(3) その他」について事務局よりお願いいたします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。今後の予定についてですが、第2回と第3回の委員会は本日抽出していただきました9か所の現地調査と詳細審議をお願いしたいと考えております。

第4回につきましては、県の評価案に対する意見の取りまとめをさせていただく予定となっております。日程につきましては、事前に日程確認をさせていただき、9月3日(火)と9月9日(月)に現地調査と詳細審議を開催したいと考えておりますので、日程のご都合いただけるとありがたいです。行程や時間につきましては、今後、委員長と相談しながら決めていきたいと思っておりますので、後日、詳細はお知らせしたいと思っております。昨年度より移動時間が長くなる箇所については、審議時間の確保の観点から、事前に撮影した写真や動画などを活用して現地の状況などを説明する審議方法実施させていただいておりますので、今年度につきましても、遠方の箇所等については、そういう方向でいかがかなと考えております。以上、今後の予定になりますが、よろしくお願いいたします。

(古本委員長)

ただいま事務局より説明があったとおり、9月3日(火)と9月9日(月)に現地調査および詳細審議を行うということでよろしいでしょうか。

また、遠方の審議箇所などについては、事前に撮影した写真や動画を活用した説明方法でもよろしいでしょうか。

<異議なし>

(古本委員長)

ありがとうございます。それでは、後日事務局から詳細についてご案内をお願いいたします。その他、連絡事項などありますでしょうか。委員の皆さんも全体をとおして何かありますでしょうか。特にないようでしたら以上で本日の審議は終了といたします。

(事務局)

本日は、長時間にわたり慎重審議いただきどうもありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第1回長野県公共事業評価監視委員会を閉会といたします。ありがとうございました。